

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
1	—	—	書体をUDフォントにさせていただくことは可能でしょうか。	ご意見を踏まえ、原案全体をUDフォントに修正いたしました。
2	—	—	国、都の施策が記載されているが、23区のごみ減量に対する方向性（プラ削減、食ロス等）の記載がないため、23区の施策、方向性についても記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、第1章第4項（第6稿6ページ）に23区の計画についての記載を行いました。なお、記載にあたりNo.6の意見も反映いたしました。
3	—	—	計画全体を通して本編に記載した方が良いと思われる内容が資料編に記載されているように感じる。 例えばP62に記載の「7 施設規模の平準化と安定的な焼却能力の確保」は、本編に記載すべき重要な内容と思慮する。 本編と資料編の記載内容の精査が望ましい。	本編と資料編の住み分けの整理については、各章ごとに全体のバランスを考慮して、調整していきます。 なお、施設整備計画の歴史的背景の中核部分を本編23ページに記載しております。
4	—	—	計画全体を通して施設整備などハード面の記載にとどまっており、ソフト面の記載がない。ごみ減量に向けた啓発活動などの取組を記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、「コラム 最終処分場を1日でも長く使うために②」（第6稿81ページ）を作成し、ごみ減量につなげる啓発活動の取組内容を記載しました。
5	—	—	清掃工場の操業に際しては近隣住民への配慮が不可欠である。今後、焼却炉の規模が拡大する場合においても、他区のごみや持込ごみの搬入が、過度に特定の清掃工場へ集中し、工場近隣を走行する清掃車両の大幅な増加が発生することがないよう、適正な搬入計画の実施に努められたい。 併せて、負担の公平の議論についても、現在の状況を踏まえ、引き続き、真摯に23区の検討に参画いただきたい。	ご指摘の件は重要な点と認識しており、各清掃工場間における搬入調整においては、これまでもごみ搬入が過度に特定の清掃工場へ集中することがないよう、適正な調整に努めてまいりました。 今後、焼却炉の規模が拡大する場合においても同様に、近隣住民、地元への過度な負担が生じることのないよう、調整に努めてまいります。 23区間の調整に関わることで清掃一組が関与すべき事項については、真摯に対応していきます。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
6	—	—	<p>23区におけるごみ減量施策の取り組みについて追加記載する際、以下の事項も加えていただきたい。</p> <p>「ごみの発生抑制のため、メーカーなどに製品を製造する段階から廃棄処理やリサイクルを踏まえた開発を促す上流対策の促進を、国や都と連携しながら求めていく。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1章第4項（第6稿6ページ）に以下のとおり追記いたしました。</p> <p>【追記内容】</p> <p>（3）23区の計画</p> <p>23区はそれぞれの区で発生するごみを収集・運搬する役割を担っており、それぞれの区において一廃計画を策定しています。各区の一廃計画では、国や東京都の動向を踏まえ、ごみの減量に向けた目標と取組施策を定めています。</p> <p>具体的な施策の例としては、製品プラスチックの資源回収が順次進められているほか、食品ロスの削減に向けた取組などが行われています。これらの施策は、それぞれの区が個別に取り組んでいます。</p> <p><u>また、国や都と連携し、製品を製造する段階から廃棄処理やリサイクルを踏まえた開発を促す上流対策の促進を求め、ごみの発生抑制に向けて取り組んでいます。</u></p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
7	目次	—	<p>目次と本編・資料編において見出しや順番が異なるところがある。再度、全体的に確認をお願いします。</p> <p>（目次の修正例）</p> <p>第6章 施設整備計画</p> <p>1 これまでの清掃工場の施設整備計画の経緯</p> <p>2 清掃工場の施設整備計画</p> <p>3 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画</p> <p>4 休止した中防灰溶融処理施設に関する今後の計画</p> <p>〈コラム 清掃工場が止まるとどうなる？〉</p> <p>〈コラム 資材も人件費も…施設整備費高騰の波〉</p>	<p>ご指摘を踏まえ、目次全体の修正を行いました。</p>
8	1	1	<p>「図-1-1 23区・清掃一組・東京都の役割」の中の23区の役割について、リード文に併せて「資源の回収」ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文及び図-1-1内の文言を「資源の回収」で統一いたしました。</p>
9	1	2	<p>標題は「廃棄物処理を巡る国及び東京都の動向」ですが、国および都の計画・方針のみの内容となっているため、資料編にある国・都の動向をこちらに統合してはどうでしょうか。国・都の目標に対する特別区の現状数値も可能な限り記載をお願いします。</p> <p>また、国および都だけでなく、23区の実績や現状について触れるべきではないでしょうか。</p>	<p>本編と資料編の住み分けの整理については、各章ごとに全体のバランスを考慮して、調整していきます。</p> <p>23区の実績につきましても、第1章第4項（4ページ）の標題を「廃棄物処理を巡る国、東京都及び23区の実績」と改め、概要を記載することとさせていただきます。</p>
10	1	3	<p>（2）2段落目の3行目</p> <p>原案「・・・食品ロス削減といった取組を実施している」</p> <p>修正案「・・・食品ロス削減といった取組を実施しています」</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたしました。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
11	1	4	<p>『4 本計画改定に当たっての基本的な考え方』 ア ごみ量 ごみ量の予測は、社会・経済情勢や関連法令などの主旨を踏まえた上で行います。</p> <p>上記について、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）では、ごみ量の発生量及び処理量の見込みに関する考え方として、以下が示されていますので、国の指針の記載に沿った記述としていただきたい。</p> <p>（1）ごみの発生量及び処理量の見込み 計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み、他の市町村からの搬入（あるいは、他の市町村への搬出）等を勘案して、ごみの種類別に定めるものとする。<u>特に、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることを考慮すること。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、修正を行いました。</p> <p>●第1章第4項（第6稿2ページ）下線部追記 「ごみ量の予測は、<u>国の策定指針に基づき、人口動態や社会・経済情勢、関連法令などの趣旨を踏まえた上で行います。</u>」</p> <p>また、左欄下線の考え方を踏まえる必要がある一方、23区においては人口が増加し続けており、総量としてのごみ量が減らない見込みであることの説明を加えました。</p> <p>●第5章第2項（第6稿21ページ）下線部追記 「<u>23区においてはそれぞれの区でごみ減量施策に取り組んでいますが、令和17年度まで人口が増加し続け、最大で1,005万人となる予測となっていることから、総量としてのごみ量は減少しない推計結果となっています。</u>」</p>
12	3 4 I	11 14 39	<p>表現方法の統一をされたほうが良いかと思われます。</p> <p>「近年急速に課題となっているリチウムイオン電池など」 「近年、課題となっているリチウムイオン電池」 「リチウムイオン電池などの二次電池類」</p>	<p>ご意見を踏まえ、「近年課題となっている」、「リチウムイオン電池などの二次電池」に統一いたしました。 (第6稿13、16、41ページ)</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
13	4	13	『本計画については、前計画の取組を継続して実施していくことが目標である「循環型ごみ処理システムの推進」につながることから、前計画の体系を基本的に維持し・・・』とあるが、『本計画については、前計画の体系を基本的に維持し・・・』で足りるのではないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 ●第4章第1項（第6稿15ページ） 「本計画については、前計画の体系を基本的に維持し、 <u>「循環型ごみ処理システムの推進」</u> を目標として、5項目の施策と16の取組により、・・・」
15	4	14	(2) 最終行 原案「・・・引き続き継続していきます」 修正案「・・・継続していきます」 ※同じ意味の言葉が重複しているため。	ご指摘のとおり修正いたしました。
14	4	14	表4-2(4)について、区長会から『ごみ量推計を適時見直すとともに、過大・過小とにならない焼却能力の確保を図る必要がある』旨の言及がされていることから、区長会で合意が得られた場合には、その趣旨を反映すべきではないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。 ●第4章第1項（第6稿16ページ） 「 <u>施設整備計画に用いるごみ量は「長期的なごみ量推計の手法」に則り適時見直すとともに、ごみの効率的で安定した全量処理を前提に、<u>過大・過小とにならない焼却能力を確保した上で、清掃工場の現状を踏まえた建替え、延命化及びリニューアルを検討します。</u></u> ・・・」
16	4 I	16 46	地域防災関連の記述は、整備した設備を区民へ提供、区民は使用可能かのように受け取られるため、誤解を生じさせない表現にするとよいのではないか。	ご意見を踏まえ、資料編Iを以下のとおり修正いたしました。 【修正内容】（第6稿48ページ） 「・・・防災用街路灯や防災コンセント、 <u>区等が所有するEV車に向けた急速充電器の設置など、</u> ・・・」

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
17	4	17	<p>「コラム 脱酸素に向けた取組（CCUS について）」の「清掃一組の取組（CO2 回収技術の実証確認）」について、実証確認期間には終期のみ記載があります。始期を明示してはいかがでしょうか。</p> <p>（修正案）</p> <p>板橋清掃工場：令和●年●月から令和7年3月まで</p> <p>品川清掃工場：令和●年●月から令和13年3月までを予定</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正内容】（第6稿19ページ）</p> <p>板橋：（実証確認期間：令和6年度の1年間）</p> <p>品川：（実証確認期間：令和6年度から令和12年度までの7年間で予定）</p>
18	5	18	<p>1 長期的なごみ量推計の位置付け（1段落目）</p> <p>【原案】実際に発生したごみ量がごみ量推計を超過した場合は、清掃工場の焼却能力が不足する事態となるだけでなく、<u>最終処分量の増加を招くこととなるため、最低限守らなければならないごみ量になります。</u></p> <p>【修正案】実際に発生したごみ量がごみ量推計を超過した場合は、<u>清掃工場の焼却能力が不足するリスクを生じるとともに、最終処分場の短命化につながります。</u></p> <p>焼却余力などを踏まえると確実に焼却能力が不足するという表現は言い過ぎと考える。また、最終処分量については守らなければならないとの表現は過度であるとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正を行いました。</p> <p>【修正内容】（第6稿20ページ）</p> <p>「実際に発生したごみ量がごみ量推計を超過した場合は、<u>清掃工場の焼却能力が不足するリスクを生じることに加え、最終処分量の増加を招くこととなります。</u>」</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
19	5	18	<p>「1 長期的なごみ量推計の位置付け」において、「清掃工場整備計画に関する検証委員会」について触れられていますが、設置に至った経緯がわかりません。「令和6年度 一般会計決算概要（東京二十三区清掃一部事務組合）」のP13に記載されているような計画改定に係る検討体制や検証委員会設置に至った経緯を「はじめに」に記載すべきではないでしょうか。特別区長会と協議の上、検討をお願いします。</p> <p>また、現行の計画においては、計画改定に係る検討の経過が清掃一組のホームページに公開されています。検証委員会における検討も含めた検討経過を資料編の末尾に記載してはいかがでしょうか。</p>	<p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。</p>
20	5	18	<p>【提案】 1 長期的なごみ量推計の位置付けの2段落目の削除</p> <p>なお、本計画のごみ量推計は特別区長会のもと令和7年4月に設置された学識経験者等による「清掃工場整備計画に関する検証委員会」（答申の抜粋は資料編P●参照）にて、ごみ量推計方法の妥当性が確認された推計になります。</p> <p>→ 削除</p> <p>検証委員会は、推計①～⑤のいずれの推計方法も妥当であるとしており、記載する意味が薄い。また、この記載が何を意味するのかを理解できるようにするには、更なる追記が必要と考えるが、どこまで記載できるのか、いつの時点で記載できるかは、区長会の判断に影響されるものと推察する。掲載しないこととして清掃一組一廃計画策定スケジュールに影響の出ないようにすべきである。</p>	<p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
21	5	18	<p>以下、下線部の修文（追記等）を要望します。</p> <p>なお、本計画のごみ量推計は特別区長会のもと令和7年4月に設置された検証委員会にて、ごみ量推計方法の妥当性が確認された推計になります。</p> <p><u>なお、検証委員会では、5つの推計方法を検証し、いずれも概ね適切な手法で推計されているが、今後のより一層のごみ減量に向けた取組推進を期待することが意見として付されています。加えて、23区の焼却灰は新海面埋立処分場で最終処分を行っているが、満杯になった後の新たな処分場確保はできないとされており、出来る限りごみを減量し、最終処分場の延命化を図る必要があることから、「より一層のごみ減量施策の推進が必要」との視点から、削減効果がより大きなごみ量推計の実現を目指して最大限の努力をすることを推奨するとされています。</u></p>	<p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。</p>
22	5	20	<p>区長会から『新たなごみ減量施策が確実に実施され、当該施策の効果が、ごみ量実績に反映されたことが確認できた場合には、一般廃棄物処理基本計画におけるごみ量推計を適時見直す』旨の言及がされていることから、区長会で合意が得られた場合には、項番3の次に項番4としてその趣旨を記載すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章第2項（第6稿16ページ）、第6章第2項（第6稿24ページ）、資料編Ⅲ章第9項（第6稿69ページ）に左欄の趣旨を記載いたしました。</p>
23	6	21	<p>ページ末尾の表現</p> <p>【原案】・・・策定する必要があります。</p> <p>【修正案】・・・策定しました。</p> <p>これから策定するのではないため。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたしました。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
24	6	22	<p>「表-6-1 整備検討対象工場と稼働年数」に記載の工場が、P24 等に記載の計画期間内に耐用年数を迎える「14 工場（15 施設）」だと思われませんが、表-6-1 が 14 工場（15 施設）であることがわかるように修正をお願いします。</p> <p>（修正案） 表の「工場名」の右隣に「施設名」を追加し、大田工場のみ 2 施設あることがわかるようにする。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>(1) 第6章第2項（第6稿 24 ページ） 「・・・表-6-1 に示す 14 工場（15 施設）となります。<u>のとおりです。</u>」</p> <p>(2) 表-6-1（第6稿 24 ページ）注釈追記 「<u>※大田清掃工場は敷地内に大田清掃工場（新工場）、大田清掃工場第一工場の 2 施設を有している。</u>」</p>
25	6	25	<p>「オ 整備対象工場の現況」となっておりますが、P22 とあわせるのであれば、「オ 整備検討対象工場の現況」となるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたしました。</p>
26	6	26	<p>（3）施設整備の課題 イ 大規模清掃工場の建替えに備えた整備 建替え用地の「取得」とあるが、用地の「購入」に限らず、「譲渡」や「貸付」を受けることなども想定されると認識しており、現時点では多様な手法を包含した表現としてはどうか。</p> <p>【例】 「<u>用地を確保した上で新たな清掃工場を建設して・・・</u>」</p>	<p>用地確保のスキームは現時点で決まっていないため、ご指摘いただいた【例】のとおり修正いたしました。</p>
27	6	26	<p>（3）の本文末尾 【原 案】・・・以下の対策について検討しました。 【修正案】・・・以下の対応を<u>図るべく</u>計画しました。 25 ページ 1 行目と表現を合わせたもの。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたしました。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
28	6	27	区長会から『ごみ量推計を適時見直すとともに、過大・過小とならない焼却能力の確保を図る必要がある』旨の言及がされていることから、区長会で合意が得られた場合には、その趣旨を反映し、(4)のあとに(5)として整備対象工場の見直しについて記載すべきではないか。	ご意見を踏まえ、第4章第2項（第6稿16ページ）、第6章第2項（第6稿24ページ）、資料編Ⅲ章第9項（第6稿69ページ）に左欄の趣旨を記載いたしました。
29	6	27	1 「図-6-4 清掃工場の整備スケジュール」について、参考期間も含めた長期的な整備スケジュールの記載をお願いします。 2 欄外の「※2」についてですが、「※1」がないため「※」に修正をお願いします。	1 参考期間を含めた長期的なスケジュールは、今後の改定時に社会情勢の変化なども含め検討していくため、詳細の記載はできかねます。 2 修正いたしました。（第6稿29ページ）
30	7	32	(1) 焼却灰の資源化 焼却灰の資源化について、記載のとおり「更なる拡大が厳しい状況」であることは理解するが、資源化量の確保は今後も必要な取組であることから、今回の「上限」が令和8年度以降も拘束するような表現を避けるとともに、引き続き有効利用に取り組む姿勢を伺わせる表現としてはどうか。 【例】 「そのため、本計画においては、令和8年度以降の焼却灰の資源化量は、令和7年度の計画値である11万2千トンを超えてはならない旨を記載しますが、今後とも焼却灰の有効利用に努めつつ、ごみ量の削減状況や焼却灰の資源化を・・・」	ご意見を踏まえ、以下のとおり記載いたしました。 【修正内容】（第6稿34ページ） 「そのため、本計画においては、令和8年度以降の焼却灰の資源化量は、令和7年度の計画値である11万2千トンを目途として計画しますが、今後も焼却灰の有効利用に努めつつ、ごみ量の削減状況や焼却灰の資源化を取り巻く環境の変化に応じて、新たな資源化技術を調査、研究していきます。」 また、前段の第6稿33ページで、資源化の取組の位置づけと重要性を謳う記述を加えました。

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
31	7	32	<p>「3 最終処分量の計画」の2行目において「第5次一廃計画」という記載がありますが、これまでの計画には「第〇次」という記載がありません。また、現状「一廃計画」という略称がありません。そこで、「第1章 一般廃棄物処理基本計画の改定について」において、「一廃計画」という略称を記載したうえで、「改定前の一廃計画」と記載してはいかがでしょうか。</p> <p>また、P7「図-2-4 ごみ量の推移」およびP8リード文と「図-2-6 最終処分量の推移」において、5か所「第4次一廃計画」、「第5次一廃計画」という記載があるため、記載内容の精査をお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1章（第6稿2、3ページ）において「一廃計画」、「第〇次一廃計画」の略称を定義づけいたしました。</p> <p>第7章では『前計画（第5次一廃計画）』と記載いたしました。</p> <p>図-2-4、図-2-6その他についても、上記の定義付けに対応した表記に整理いたしました。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
32	7	32	<p>以下の記述について、本計画は、最終処分場の延命化を掲げていることから、焼却灰の資源化について上限を設定するのではなく、明確に再資源化量（率）の引き上げを目指した計画としていただきたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>そのため、令和8年度以降の焼却灰の資源化量は、令和7年度の計画値である11万2千トンを上限として計画し、今後はごみ量の削減状況や焼却灰の資源化を取り巻く環境の変化に応じて、見直しを検討していきます。</p> </div> <p>(理由)</p> <p>中防埋立処分場の残余期間は50年と限られており、埋立が完了した後は、特別区において新たな処分場を確保することとされていますが、その確保は極めて困難と考えられます。更なる延命化に向けて、多様な再資源化ルートの開拓や、新技術の社会実装を積極的に推進していくべきと考えます。</p> <p>については、焼却灰の再資源化に関して、次の点を計画へ反映するよう要望します。</p> <p>① 新技術の導入促進 金属資源回収など、再資源化量（率）の向上に資する先進技術・研究成果の導入に関する検討</p> <p>② 広域的な受入・処理体制の構築 セメント会社や民間リサイクル事業者との連携を強化し、広域的な受入れ枠の確保を推進</p> <p>③ 再資源化量（率）の目標引き上げ 上記①②を見込んだ場合の、目標水準の上積みを検証し、目標の引き上げを図っていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、上限の設定を削除し、再資源化の取組みの今後について、可能な範囲で修正をいたしました。</p> <p>【修正内容】（第6稿34ページ）</p> <p>11万2千トンを目途として計画しますが、<u>今後も焼却灰の有効利用に努めつつ、</u>…</p> <p>①ご意見を踏まえ、「新たな資源化技術を調査・研究していきます。」旨を追記いたしました。</p> <p>②セメント需要が低下している状況ですが、これまでと同様に受入枠の確保に努めます。</p> <p>③①については現時点で最終処分量の削減を見込むことは困難と考えます。</p> <p>②については、現時点の受入枠が確保できる前提で、すでに見込んでいるため、これ以上の上積みは困難な状況です。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

33	7	<p>【参考】</p> <p>○廃棄物等埋立処分計画（R4.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都は、「廃棄物等埋立処分計画」を策定し、計画的に埋立処分量を削減していくこととしています。 ・同計画では、区部の一般廃棄物の受入方針として、中間処理を行うことを前提に、減量・資源化を最大限図った上で全量受け入れることとしています。 ・焼却灰の資源化について、スラグを製造する民間の資源化施設において、施設を強化し、焼却灰の受入拡大の計画を公表する事業者も存在しています。（以下②参照） <p>（事業者の例）</p> <p>①清掃一組</p> <p>スラグ：中央電気工業（茨城県鹿島市） 2023年：11,895t 焼却灰資源化：90,972t（セメント71,237t、スラグ18,732t、焼砂998t）</p> <p>②新日本電工株式会社（2024.7 中央電気工業を吸収合併）</p> <p>焼却灰溶融固化処理能力を今後増強予定 2023年13万t（R5実績9.9万t）⇒ 2030年22万t</p> <p>○東京都資源循環・廃棄物処理計画（R3.9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再生利用率の計画目標は、2030年に37% ・2023年の再生利用率は、都内25.0%で、区部21.4%、多摩地域36.4%となっています。 ・多摩地域では、焼却灰全量をセメントにリサイクル ・計画目標達成に向け、焼却灰の更なる資源化が必要であると認識しています。 	(No. 32 参照)
----	---	--	-------------

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
34	I	42	<p>「施策3 地球温暖化対策の推進」の「表 高効率発電設備導入実績」の注書きについて江戸川・北の2工場のみに係る内容であるため、つぎのとおり工場ごとに分けて記載してはいかがでしょうか。</p> <p>（修正案）江戸川清掃工場は実施設計値、北清掃工場は計画値です。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>【修正内容】（第6稿44ページ）</p> <p>「江戸川清掃工場・北清掃工場の発電出力は、<u>実施設計値又は計画値</u>です。」（状況に時点更新がありました）</p>
35	III	53	<p>「図-III-1 施設整備計画策定までの流れ」について、ですが、P18～P20 および P22～P25 と対応させた場合、つぎのようになるのではないのでしょうか。（修正案）</p> <p>1 図の上部「清掃工場処理量」 ごみ量推計 清掃工場処理量の算出 → 清掃工場処理量の推計</p> <p>2 図の下部「施設整備計画の検討」</p> <p>(1) 基本事項の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備対象施設 → 整備検討対象工場 ・必要となる焼却余力 ・計画年間焼却能力 ・計画耐用年数 ・建替工事に伴う準備期間と標準的な整備期間 → 整備に伴う準備期間と標準的な整備期間 <p>(2) 考慮する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な焼却能力の確保 ・収集・運搬の効率性への配慮 ・リスク分散 ・（未記載） → コストの縮減 ・整備対象工場の現況 → 整備検討対象工場の現況 	<p>ご指摘いただいたとおり、修正いたしました。</p> <p>【修正内容】（第6稿55ページ）</p> <p>1 図の上部「清掃工場処理量」 ごみ量推計 清掃工場処理量の推計</p> <p>2 図の下部「施設整備計画の検討」</p> <p>(1) 基本事項の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備検討対象<u>工場</u> ・必要となる焼却余力 ・計画年間焼却能力 ・計画耐用年数 ・<u>施設整備</u>に伴う準備期間と標準的な整備期間 <p>(2) 考慮する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な焼却能力の確保 ・収集・運搬の効率性への配慮 ・リスク分散 ・<u>コストの縮減</u> ・整備検討対象工場の現況

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
36	Ⅲ	56 65 ほか	<p>施設整備計画について、その妥当性を説明するためには、各清掃工場の焼却能力、及びその合計が示される必要がある。本稿では計画年間焼却能力に関し、「稼働年数に応じた焼却能力の低下を考慮」とされ、実際の焼却能力が定格焼却能力と異なることが示されている。</p> <p>このことを踏まえ、計画の妥当性を示し理解を深めるためには、年次ごとに、当該年焼却能力の増減を想定している各工場の増減理由、増減焼却量などの具体的数値、それらを含めた各工場の焼却量と、それらを積み上げた合計を示す資料と、それに対する説明が必要である。</p>	<p>別途資料を提示の上、説明いたします。</p>
37	Ⅲ	66	<p>『計画は概ね5年ごとに見直すため、将来にわたってごみ量に合わせた効率的な施設整備計画を推進していくことを可能としています。(図-Ⅲ-16)』とあるが、区長会から『ごみ量推計を適時見直すとともに、過大・過小とならない焼却能力の確保を図る必要がある』旨の言及がされていることから、区長会で合意が得られた場合には、5年ごとの見直し以外に、その趣旨を反映した記載をすべきではないか。また、図-Ⅲ-16も修正すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章第2項（第6稿16ページ）、第6章第2項（第6稿24ページ）、資料編Ⅲ章第9項（第6稿69ページ）に左欄の趣旨を記載いたしました。</p> <p>図-Ⅲ-16については、一廃計画・施設整備計画の一般的な策定サイクルを模式図で示しているものであり、左欄の事項は本文で説明しているため、修正は要さないと考えております。</p>
38	V	69 71	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰の資源化の各年度実績や各資源化（セメント原料化、徐冷スラグ化、焼成砂化）の割合を表やグラフで掲載は可能か。 ・残灰の埋立処分量と資源化搬出量の各年度実績の推移をグラフ化したものを掲載は可能か。 ・埋め立て処分量の受入可能量と埋立処分量の各年度の推移をグラフ化したものを掲載は可能か。 	<p>1, 2点目のご意見を踏まえ、グラフを修正しました。 【修正内容】（第6稿10ページ）</p> <p>『図-2-6 最終処分量と資源化量の推移』でグラフに資源化量を追記しました。なお、焼成砂化の資源化量は少ないため、グラフに表示されていません。</p> <p>3点目、埋立処分量の受入可能量は都所管事項で、清掃一組で把握できていないため、掲載していません。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第5稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
39	参考資料	78	抜粋されている検証委員会答申には、「23区から提案のあったごみ減量施策」など注意を要するフレーズがある一方、施策内容への言及はないため、体裁の再検討の余地がある。減量3施策に関する記載について、示し方の方向性をこの会議で議論できるとよい。	答申の抜粋は削除いたしました。 検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。
40	参考資料	78 79	特別区長会の清掃工場整備計画に関する検証委員会の答申文（鑑）・概要版を掲載すべきではないかと思われます。 理由：区長会で公開していない資料（または保有文書）を、清掃一組が先立って公開すべきではない。	答申の抜粋は削除いたしました。 検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。
41	参考資料	78 79	表現方法を統一されたほうが良いかと思われます。 「清掃工場整備計画に係る検証委員会」 「清掃工場整備計画に関する検証委員会」	ご指摘のとおり対応いたします。 検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。
42	参考資料	78	【提案】検証委員会答申文の全削除 これを載せるのであれば、区長会による諮問の経緯や答申を踏まえた区長会での決定等の説明も必要になると考える。区長会において今回の経緯をどの程度公にしていけるか、公にしたとしてもどの時点で行うか等が明らかでない以上、掲載しないこととして清掃一組一廃計画策定スケジュールに影響の出ないようにすべきである。	答申の抜粋は削除いたしました。 検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。